

## ○緊急事態宣言の解除に伴う期日等について

富山県が5月14日に政府による新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の対象地域から解除されたこと及び富山県対策指針において5月15日から昼間の外出自粛要請が解除されたこと等を踏まえ、富山地方裁判所（支部を含む。）及び富山家庭裁判所（支部を含む。）並びに富山地方裁判所管内簡易裁判所における期日等は、5月18日から下記のとおり取り扱われます。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は継続していますし、郵送により提出された文書も受け付けています。

### 記

従前の業務処理態勢に加えて、早期に手続を進める必要がある事件、当事者が裁判所に来庁する必要のない事件等、その性質等を踏まえて、縮小していた業務の一部が再開されます（引き続き、業務縮小態勢を維持することになりますので、期日が取り消されるものがあります。）。

今後の情勢によって、再開の範囲が拡大される場合があります。

新たな期日については、指定され次第、担当係から連絡があります。御不明な点があれば、担当係にお問い合わせください。